

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和6年11月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和6年11月25日（月曜日）午後1時35分～午後2時30分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 庁議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 4名出席（河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見委員、萩谷委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 村松 静 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第40号 守谷市立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱の一部改正について （2）議案第41号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について （3）議案第42号 守谷市教育委員会教育長の退任の同意を求めることについて</p> <p>【協議事項】 （1）協議第 6号 特定地域選択制度によるスクールバス利用対象者の拡大について</p> <p>【報告事項】 （1）報告第14号 守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーサル選定委員について</p>
4	今後の状況	次回は、令和6年12月26日（木曜日）午後1時30分から開催予定

令和6年11月教育委員会定例会 会議次第

日 時 令和6年11月25日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 40 号 守谷市立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱の一部改正
について

議案第 41 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議案第 42 号 守谷市教育委員会教育長の退任の同意を求めることについて

4 協議事項

協議第 6 号 特定地域選択制度によるスクールバス利用対象者の拡大について

5 報告事項

報告第 14 号 守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーサル選定委員について

6 その他

議案第40号

守谷市立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱
の一部改正について

守谷市立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱（平成2年守谷町教育委員会規程第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和6年11月 日原案 決

提案理由

本案は、既定の要綱において対象とされる守谷市立学校職員に加えて、教育委員会が任用する任期付き職員や会計年度任用職員が自家用車を使用して、その業務に必要とされる学校間等の移動をすることに必要な事項を定めるため、一部を改正するものです。

議案	頁数
40号	1

自家用車による公務出張承認申請書

年 月 日

(所属長) あて

所 属

職氏名

守谷市教育委員会職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱第2条第1項ただし書の規定により、次の自家用車による公務出張を承認願います。

出張内容等(具体的に記入のこと)

出張年月日	用務先	経路	用務

公務出張に利用しようとする自家用車の「自家用車等記録簿」の記録番号

承認決裁	所属長				
承認基準該当・ 資格要件充足の 有無	承認基準(第3条)		該当の有無	資格要件(第4条)	充足の有無
	(1) 公用車の利用及び民間営業車の借上げができないとき(私事居住地等を発着地点とする旅行命令をした場合を除く。)	有・無	(1) 当該自家用車の運転に必要な運転免許証を所持している者であること。	有・無	
	(2) 目的地に至るまでの交通機関の利用が困難かつ不便であり、当該交通機関を利用しては公務に支障が生ずるとき又は公務能率が著しく低下するとき。	有・無	(2) 運転免許証の交付を受けてから原則として1年以上経過し、かつ、常時当該自家用車を運転している者であること。	有・無	
	(3) 目的地が遠距離にわたらず、かつ、原則として県の区域内であるとき。	有・無	(3) 過去1年間、自己の過失による交通事故を起こしていない者又は当該事故により刑事処分若しくは公安委員会の行政処分を受けてから1年以上経過している者であること。	有・無	
	(4) 気象条件及び道路状況等が自家用車の運行に支障がないとき。	有・無	(4) 心身の状態が健全であり、かつ、当該自家用車の整備状況が良好であつて、安全運転が確保できると認められる者であること。	有・無	
	(5) 児童及び生徒を同乗させないとき。ただし、緊急の救急業務でやむを得ないときは、この限りでない。	有・無 ただし書適用の理由	(5) 自動車損害賠償保障法による責任保険又は責任共済の契約が締結されている自家用車を公務に利用しようとする者であること。	有・無	

(注) 所属長は、該当・充足の有無のいずれか一方を○で囲むこと。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から発令する。

ずれにも該当し、かつ、自家用車を公務に利用するものが次条に定める資格要件を充足しているときには、自家用車による公務出張を承認することができる。

(1) から (5) まで (略)

(公務災害の適用)

第5条 自家用車による公務出張中 (第2条の規定に基づき所属長の承認を得たものをいう。以下同じ。) 災害を受けた場合の公務災害補償は、地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) に定めるところによるものとする。

(損害の賠償等)

第6条 (略)

2 (略)

3 所属長等は、交通事故の処理に当たっては誠意をもって対処し、早期の解決に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、所属長は、職員に対する求償権の行使その他の交通事故の処理に関して市教育委員会教育長と協議するものとする。

(旅費の支給)

第8条 市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条に規定する者が自家用車による公務出張をした場合は、職員の旅費に関する条例 (昭和28年茨城県条例第56号)に基づき交通機関等を利用した場合における最も経済的な通常の経

ずれにも該当し、かつ、自家用車を公務に利用するものが次条に定める資格要件を充足しているときには、自家用車による公務出張を承認することができる。

(1) から (5) まで (略)

(公務災害の適用)

第5条 自家用車による公務出張中 (第2条の規定に基づき校長の承認を得たものをいう。以下同じ。) 災害を受けた場合の公務災害補償は、地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) に定めるところによるものとする。

(損害の賠償等)

第6条 (略)

2 (略)

3 校長等は、交通事故の処理に当たっては誠意をもって対処し、早期の解決に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、校長は、職員に対する求償権の行使その他の交通事故の処理に関して市教育委員会教育長と協議するものとする。

(旅費の支給)

第8条 自家用車による公務出張の場合の旅費は

、 職員の旅費に関する条例 (昭和28年茨城県条例第56号)に基づき交通機関等を利用した場合における最も経済的な通常の経

自家用車による公務出張承認申請書

年 月 日

(所属長) あて

所 属
職氏名__

守谷市教育委員会職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱第2条第1項ただし書の規定により次の自家用車による公務出張を承認願います。

出張内容等(具体的に記入のこと)

出張年月日	用務先	経路	用務

公務出張に利用しようとする自家用車の「自家用車等記録簿」の記録番号

承認決裁	所属長				
承認基準該当・資格要件充足の有無	承認基準(第3条)		該当の有無	資格要件(第4条)	充足の有無
	(1) 公用車の利用及び民間営業車の借上げができないとき(私事居住地等を発着地点とする旅行命令をした場合を除く。)	有・無	(1) 当該自家用車の運転に必要な運転免許証を所持している者であること。	有・無	
	(2) 目的地に至るまでの交通機関の利用が困難かつ不便であり、当該交通機関を利用しては公務に支障が生ずるとき又は公務能率が著しく低下するとき。	有・無	(2) 運転免許証の交付を受けてから原則として1年以上経過し、かつ、常時当該自家用車を運転している者であること。	有・無	
	(3) 目的地が遠距離にわたらず、かつ、原則として県の区域内であるとき。	有・無	(3) 過去1年間、自己の過失による交通事故を起こしていない者又は当該事故により刑事処分若しくは公安委員会の行政処分を受けてから1年以上経過している者であること。	有・無	
	(4) 気象条件及び道路状況等が自家用車の運行に支障がないとき。	有・無	(4) 心身の状態が健全であり、かつ、当該自家用車の整備状況が良好であつて、安全運転が確保できると認められる者であること。	有・無	
	(5) 児童及び生徒を同乗させないとき。ただし、緊急の救急業務でやむを得ないときは、この限りでない。	有・無 ただし書適用の理由	(5) 自動車損害賠償保障法による責任保険又は責任共済の契約が締結されている自家用車を公務に利用しようとする者であること。	有・無	

(注) 所属長は、該当・充足の有無のいずれか一方を○で囲むこと。

議案第41号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(令和6年度守谷市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会所管分)及び指定管理者の指定について)

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- 1 令和6年度守谷市一般会計補正予算(第5号)教育委員会所管分
 - (1) 債務負担行為 P2~P3
 - (2) 歳出予算 P4~P7
 - (3) 繰越明許費 P8

- 2 指定管理者の指定について P9~P10

令和6年11月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和6年11月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、議会で議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第3号)第2条第1項第4号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものです。

議案	頁数
41号	1